

議案第84号

専決事項指定の件の一部を改正することについて

本議案を、地方自治法第109条第6項及び福島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和8年6月11日

福島市議会議長 白 川 敏 明 様

提 出 者
議会運営委員会 委員長
大 平 洋 人

(別紙)

専決事項指定の件の一部を改正することについて

昭和40年3月26日市議会の議決を経た「専決事項指定の件」の一部を令和8年9月24日から次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 法第243条の2の9第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その責任が20万円以内の賠償責任の全部又は一部を免除すること。 (5)・(6) (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 法第243条の2の8第8項の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その責任が20万円以内の賠償責任の全部又は一部を免除すること。 (5)・(6) (略)

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。